

第1章 計画概要

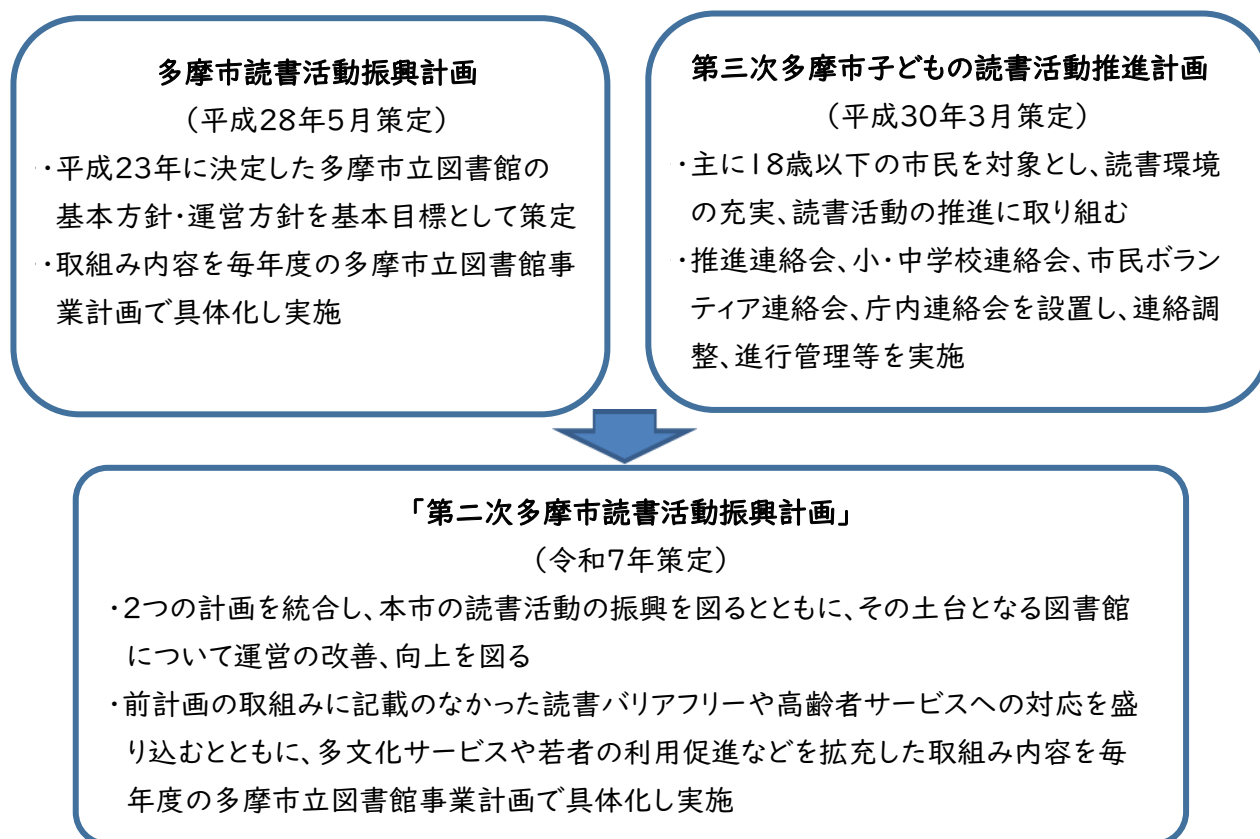
1-1 計画の目的

この計画は、「文字・活字文化振興法」や「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」などに基づき、市民の読書活動の振興を図り、また、その土台となる図書館については、図書館法に基づく文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえ、図書館の課題を明らかにし、運営の改善を図ることを目的としています。

1-2 これまでの経緯

本市では、平成28年5月に「多摩市読書活動振興計画」を策定し、また、子どもの読書に関わる計画として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）の第9条第2項の規定に基づき平成18年11月に「多摩市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成24年2月に第二次計画を、平成30年3月に第三次計画を策定してきました。

「多摩市読書活動振興計画」及び「第三次多摩市子どもの読書推進計画」の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、2つの計画を統合し、「第二次多摩市読書活動振興計画」を策定することにより、従来の両施策を相互に補完し、子どもから大人まで切れ目なく読書活動の振興を一体的かつ実効性のあるものとして推進していくことを目指しています。

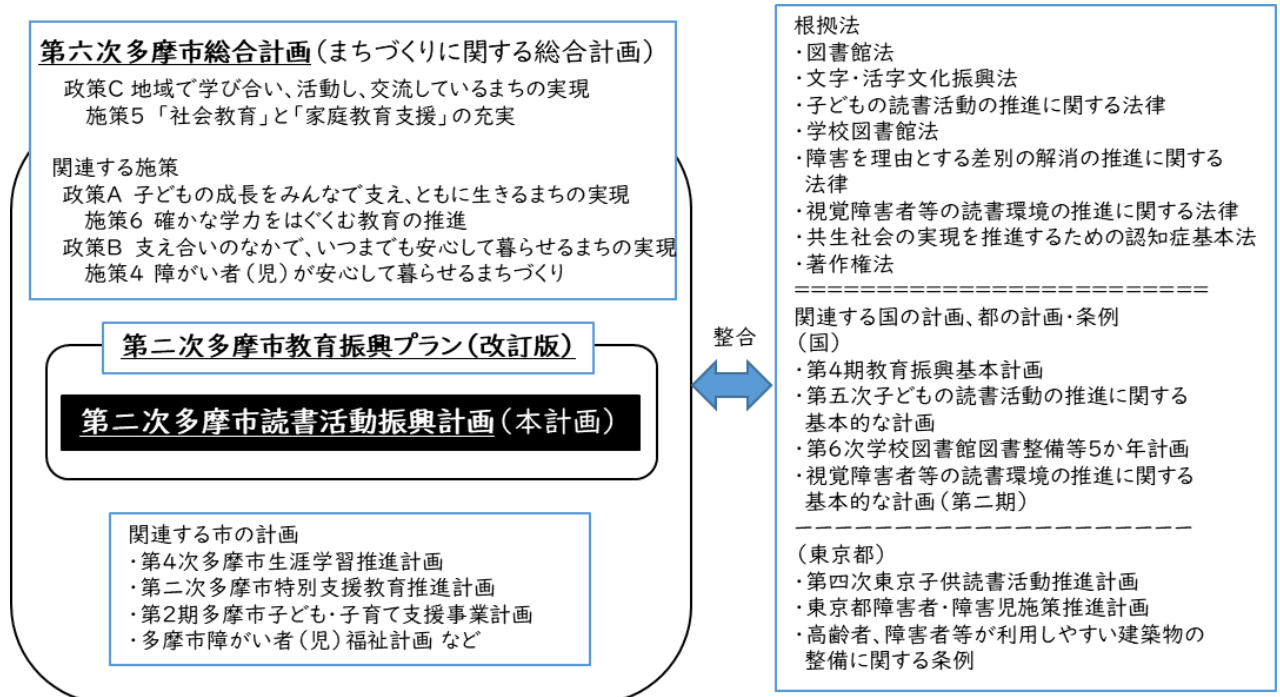


1-3 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「多摩市総合計画」と教育振興の基本計画である「多摩市教育振興プラン」を上位計画とし、市民の読書活動や学びの振興を図り、その土台となる図書館について整理した計画です。

また、国や東京都の関連法令や条例、計画等と連動するものであり、内容については整合性を図るものとします。



(2) 計画期間

計画の期間は、令和7年10月から令和12年3月までの4年6ヶ月とします。

計画期間	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
総合計画								
教育振興 プラン								
図書館 計画								

第六次多摩市総合計画（令和5～令和14年度）

第二次多摩市教育振興プラン（令和2～令和11年度）

多摩市読書活動振興計画

第二次多摩市読書活動振興計画

第三次多摩市子どもの読書活動推進計画